6 西 海 農 林 第 1440 号 令 和 7 年 1 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西海市長 杉澤 泰彦

市町村名(市町村コード)		西海市
		(42212)
地域名 (地域内農業集落名)		西海南小地区
	(奥野、	伊佐ノ浦、中浦南、中浦北、石宗、中浦木場、七釜、白岳)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月26日
		(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

市内では果樹の一大産地であったが、高齢化と条件不利地が多くあることから、荒廃化農地が進み、特に七釜地区の農地については、約72%が耕作放棄地となり、山林化がすすんでいるなど危機的状況にある。

畜産業も盛んな地域であることから、耕畜連携を推進し、耕種農家による牧草等の栽培などマッチングに向けた取り組みも必要である。

果樹園が多いことから、数年耕作しない場合はすぐに荒廃農地となってしまう。そのため離農予定の農家がいた際には関係機関と連携し、後継者もしくは第三者継承など円滑に事業継承できる仕組み作りが必要。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

耕作放棄地の利用再開促進に向け、試験的に新規参入者や若手農家に利用してもらう取り組みが必要である。

高齢農家のサポートとして、農作業の一部を代行するサービスを提供し、作業負担を軽減する。また、高齢農家がスムーズにリタイアできるよう、関係機関と連携して情報共有を行い、後継者や第三者への継承をサポートする。

耕畜連携による取り組みを推進し、耕種農家と畜産のマッチングを行う。

柑橘を主とする果樹栽培の適地であることから、特産品のブランド化を進め、付加価値を高める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		73.3 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	73.3 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の 利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	将来の経営農地の集約化を目指すため、農地の貸借について機構を活用し、まとまった圃場で農業経営が可
	能となるよう継続した取り組みを行う。
	   (2)農地中間管理機構の活用方針
	将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し
	付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用
	し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めて
	しべ。
	  (3)基盤整備事業への取組方針
	107
	実施まで時間を要することから必要に応じて中小規模の基盤整備等を行うなど、地域のニーズに合わせた負担
	の少ない、使いやすい事業内容の活用を検討していく。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営相談を通して新規就農者だけでなく地域内外から多様な経営体の
	育成が可能となる取り組みを推進する。また、JAの担い手支援センターなどの研修事業を活用し、地域で可能
	な場合においては、受講生の受け入れ等の支援や体制づくりに努め、新規就農者等の育成に取り組む。
	(5) 曲 要切 日知 人生の 曲 要 支担 よっ 車 要 老生 この 曲 佐 要 系式 の 廷 田 大社
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。
	C、持続可能な辰未を美現するに図に随時、地域の担い于CIF報共有しなから必要な対象について話し言う。 
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ① 自獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□   ⑥燃料・資源作物等   □   ⑦保全・管理等   □   ⑧農業用施設   □   ⑨耕畜連携等   □   ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)
	づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。